

お申込み前に必ずお読みください。

2022年4月版

重要事項説明書 契約概要

定期保険

特定傷害特約・傷害死亡特約・がん診断特約

この「重要事項説明書：契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認くださいたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約の約款」に記載しておりますのでご確認ください。個別の具体的な数値などについては、「申込書」にてご確認ください。

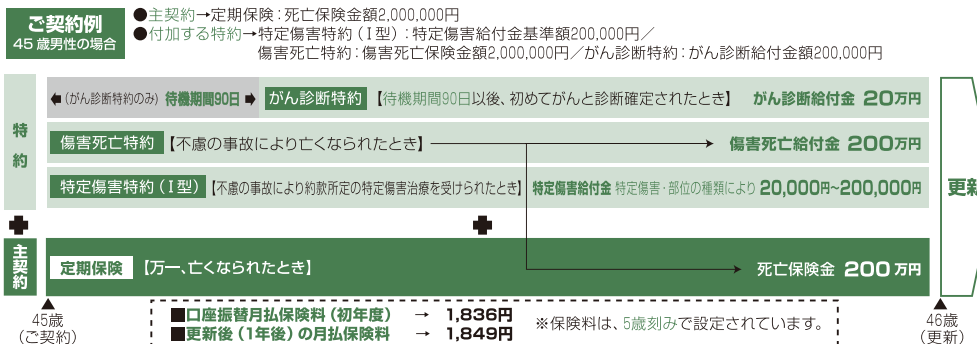
保険商品の名称

定期保険（特定傷害特約・傷害死亡特約・がん診断特約）

保険商品の特徴

万一の保障を一定期間確保できる満期保険金のない一年更新型の保険商品です。
また、各種特約を付加することにより、特定の傷害保障やがんの保障など、保障の範囲を広げることできます。

保険商品のしくみ図



※待機期間90日とは、責任開始日から90日を経過した日までのことで保障されない期間です。
※お支払事由の詳細については、「保障内容（お支払事由・お支払金額）」および「付加できる特約について」をご覧ください。
※上記は、代表的な事例です。お申込みいただく内容については、「申込書」にご記入いただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

引受条件について

ご契約年齢 満15歳～満79歳まで（満89歳まで更新が可能です）
※ご契約年齢は、契約日時点での満年齢となります。お申込みから契約日までにお誕生日を迎えられる場合は契約年齢があがり保険料があがる場合があります。また、申込書類が完備しない場合には、契約日が遅れ、契約年齢・保険料があがる場合があります。

保険期間について

保険期間は、契約日（責任開始日が属する月の翌月1日）から1年間です。また、更新しない旨のお申出がない限り、契約は更新されます。契約の更新を行うことにより、満90歳の契約応当日の前日まで保障を継続することができます。
※責任開始日の説明については、「重要事項説明書（注意喚起情報）」をご覧ください。

保障内容（お支払事由・お支払金額）について

この保険は、次のお支払事由に該当したときに死亡保険金をお支払する保険です。

お支払する保険金	お支払事由	お支払金額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に亡くなられたとき	死亡保険金額

※特約を付加した場合の保障内容は、「付加できる特約について」をご覧ください。

※保険金などをお支払いできない事例

責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺、ご契約者または保険金受取人の故意による被保険者の死亡、告知義務違反があった場合など保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは「重要事項説明書（注意喚起情報）」の「保険金等が支払われない場合について」をご覧ください。

保険金額の限度について

当社における他の保険契約を合算して、同一被保険者について死亡保険金300万円までとなります。

保険料について

保険料は、5歳刻みで設定されており、お申し込み時の保険料は、契約日の満年齢に該当する保険料となります。

保険料払込方法	月払・年払	保険料払込期間	保険期間と同一	保険料払込経路	口座振替扱・クレジットカード扱
---------	-------	---------	---------	---------	-----------------

※口座振替扱で初回保険料振替日に振替ができなかった場合は、当社は1回に限り翌月の振替日に再度振替を行います。この場合、責任開始日と契約日がそれぞれ翌月に変更となります。
※クレジットカード扱で初回保険料について当社がクレジットカードの有効性の確認を得られなかったときには、保険契約の申込がなかったものとします。

ご契約の更新について

保険期間満了日までには保険契約を継続しない旨のお申し出のない限り、健康状態にかかわらずご契約は更新されます。（告知書の提出は不要です。）更新後の保険料は更新時の被保険者の満年齢および保険料率で計算します。ただし、次の場合にはご契約は更新されません。
・更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の満年齢が90歳をこえるとき

付加できる特約について

特約については、付加された特約のみ給付金などのお支払い対象となります。

◆特定傷害特約

お支払する給付金	お支払事由	お支払金額
特定傷害給付金（I型）	被保険者が保険期間中に所定の病院または診療所において責任開始日以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因とし、不慮の事故の日から180日以内に所定の特定傷害に対する治療を受けられたとき	特定傷害給付金基準額 ×所定の給付割合 ※10・20・30・60・100%

※「所定の病院または診療所」、「所定の不慮の事故」、「所定の特定傷害および給付割合」については、裏面の「約款別表 < 抜粋 >」をご覧ください。
※特定傷害I型とは、骨折、関節脱臼、腱の断裂、じん帯損傷または半月板損傷に対する治療

◆傷害死亡特約

お支払する保険金	お支払事由	お支払金額
傷害死亡保険金	被保険者が保険期間中に責任開始日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に亡くなられたとき	傷害死亡保険金額

※「所定の不慮の事故」については、裏面の「約款別表 < 抜粋 >」の別表 2 をご確認ください。

◆がん診断特約

お支払する給付金	お支払事由	お支払金額
がん診断給付金	被保険者が主契約の責任開始日からその日を含めて90日（待機期間90日）を経過した日の翌日以後の保険期間中に初めて所定のがん（悪性新生物）と医師により診断確定されたとき	がん診断給付金額

※「所定のがん（悪性新生物）」については、裏面の「約款別表 < 抜粋 >」の別表 8 をご確認ください。

配当金について

この保険に配当金はありません。

解約返戻金について

解約される場合、年払の場合には、解約日を基準日として、月単位で保険期間の未経過月数（1か月未満の端数は切捨て）に応じて計算される額をお支払いします。
※月払の場合は、解約返戻金はありません。

お申込み前に必ずお読みください。

重要事項説明書

注意喚起情報

定期保険

特定傷害特約・傷害死亡特約・がん診断特約

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の記載内容を契約申込書のご記入前に必ずご確認ください。ご納得いただき、また、「誓約・同意事項」には重要な事項が記載されておりますので保険契約者様、被保険者様の誓約・同意のうえお申し込みください。お支払事由の詳細や制限事項等の詳細な内容は「ご契約の約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。

当初意向把握・最終意図確認について

保険契約のお申し込みにあたり、当社又は当社の保険募集人は、ご契約者の意向を把握し、これに沿った保険商品に関する情報等の提供及び、当該保険契約の内容説明により、ご契約者のご理解、確認を得ます。

お申込みの撤回などについて(クーリング・オフ)

ご契約者が、保険契約の申込日またはクーリング・オフについて記載した書面(重要事項説明書(注意喚起情報))を交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内(郵便の消印日で判定)にくふう少額短期保険株式会社(以下、当社)宛に書面または電磁的記録により申し出ることにより、保険契約の申込の撤回ができます。この場合、書面または電磁的記録には、申込者氏名、住所、電話番号をご記入ください。申込を撤回した場合、すでに払い込まれた保険料があれば当社はこれをご契約者の指定口座に返金します。

告知義務について

- ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知していただく義務があります。保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約すると、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、ご職業、最近の健康状態、過去5年以内の健康状態など当社が「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。
- 告知受領権について
告知受領権は、当社が有しており、当社が定めた方法により告知いただけます。少額短期保険募集人は告知受領権がなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- 告知義務違反について
告知いただいた内容について、故意または重大な過失により事実と異なる告知をされた場合、責任開始日から2年以内に限り、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
責任開始日から2年を経過していても保険金等の支払事由が2年以内に発生していた場合には、保険契約を解除することがあります。
保険契約を解除した場合、保険金をお支払いいたしません。ただし、保険金等の支払事由が、解除の原因となった事実と無関係であると確認された場合は保険金をお支払いすることがあります。

責任開始期について

- 少額短期保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 責任開始日について
当社は、保険契約の申込を承諾した場合、保険契約の告知をした日と当社が定めた初回保険料振替日のいずれか遅い日から保険契約上の責任を開始します。(ただし、初回保険料振替日が提携金融機関等の休業日の場合は翌営業日に振替ます。)
当社の責任が開始される日を責任開始日とし、責任開始日が属する月の翌1日を契約日とします。
クレジットカード扱特約を付加した場合の責任開始日は、当社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した日となります。

※責任開始日のスケジュール例(申込書に不備などがない場合)

①口座振替扱の場合



②クレジットカード扱の場合



がん診断特約の責任開始日について

- 主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日とし、その日から当社は契約上の責任を負います。
- 責任開始日前のがん診断確定による無効について
被保険者が特約の責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合には、ご契約者または被保険者のその事実の知・不知にかかわらず、この特約は無効となります。この場合、すでに払い込まれた保険料は、ご契約者の指定口座に払戻します。ただし、告知日以前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、ご契約者または被保険者が知っていた場合には、払戻しません。

保険金等が支払われない場合について

- 次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消となった場合
 - ・保険金等の免責事由に該当した場合(例：責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺、受取人等の故意または重大な過失による支払事由該当など)
 - ・保険金等を詐取する目的で事故を起こした(未遂を含む)ときなど重大事由によりご契約が解除された場合
 - ・保険契約について詐欺の行為があった場合や、保険金等の不法取得目的があつてご契約が取消または無効になった場合
 - ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

保険料の払込猶予期間およびご契約の失効について

- 保険料の払込猶予期間について
保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、第2回以後の保険料について、払込猶予期間を設けています。
 - ・月払・年払契約ともに、払込期月の翌月初日から末日までです。
 - 資金不足等により口座振替ができなかった場合の取扱いについて
月払の場合は、翌月の振替日に2か月分の保険料を振替ます。
 - ・年払の場合は、翌月の振替日に再度保険料を振替ます。
 - ご契約の失効について
月払の場合、保険料払込猶予期間内に保険料払込期月の未払込保険料と払込猶予期間の当月分保険料の2か月分の保険料が振替られなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日にご契約は失効します。ただし、ご契約者の指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合は、1か月分の保険料の口座振替を行ない、これにより未払込保険料の払込があったものとします。
 - ・年払の場合、保険料払込猶予期間内に保険料払込期月の未払込保険料が振替られなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日にご契約は失効します。
- ※ただし、ご契約者から申出があり、当社の指定する方法(当社指定口座への送金)により、保険料払込猶予期間満了日までに保険料が支払われた場合は、ご契約は継続します。

解約と解約返戻金について

ご契約者は、ご契約を解約することができます。解約される場合、年払の場合には、解約日を基準日として、月単位で保険期間の未経過月数(1か月未満の端数は切り捨て)に応じて計算される額をお支払いします。
※月払の場合は、解約返戻金はありません。

ご契約更新時の保険料および契約内容の見直しについて

- 当社はこの保険契約の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約更新の際に保険料を増額または給付金額を減額することがあります。
- 更新時に、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき、この保険が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険契約は更新されません。

保険金等の引受算限度について

少額短期保険業者である当社が販売する保険商品には、法令により次のような制限があります。

・保険金額に関する制限			
同一被保険者について当社がお引き受けする保険契約の保険種類別の合計金額が			
①死亡保険金額	300万円	④傷害保険金額	300万円
②入院給付金日額合計	1万円	⑤お引き受けできる合計保険金額	1,000万円
③入院・手術等給付金額	80万円		

・同一の保険契約者に係る被保険者の引受総数保険金額の合計額を保険業法施行令第38条の9(一の保険契約者に係る保険金額)に定める上限保険金額とし、上限保険金額を超えない範囲で同一人の保険契約者に係る被保険者の引受総数を定めます。

生命保険契約者保護機構について

少額短期保険業者である当社は、生命保険契約者保護機構には加入していませんので、同機構の行う資金援助等の措置はありません。また、当社が締結した保険契約は、破綻した場合における保険契約移転の際の資金援助の補償対象契約に該当しません。

お支払いに関する手続きなどの留意事項について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合には、すみやかに当社コールセンターまでご連絡ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には当社コールセンターまでご連絡ください。
- 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合には、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

生命保険料控除について

この商品の保険料は、所得控除(生命保険料控除)の対象とはなりません。

引受少額短期保険会社の苦情・相談窓口

保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、当社コールセンターまでご連絡ください。

くふう少額短期保険株式会社 コールセンター 0120-977-856 受付時間 平日10:00~17:00

指定紛争解決機関について

- 当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である「一般社団法人 日本少額短期保険協会」との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しております。
- 指定少額短期保険業務紛争解決機関では、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様からの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会への対応や苦情処理・紛争解決を行いますので、必要に応じて、以下の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

【指定紛争解決機関】 一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」 FAX: 03-3297-0755
フリーダイヤル 0120-82-1144 受付時間: 平日9:00~12:00、13:00~17:00(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

■募集代理店

■引受少額短期保険会社

くふう少額短期保険株式会社
関東財務局長(少額短期保険)第56号